

外出禁止時間等感染症対策の一部緩和

本6日、保健省は、夜間外出禁止時間の変更等新型コロナウイルス感染症対策の一部緩和を次のとおり発表しました。

- 12月7日から12月30日の間、チュニジア全土において、午後8時から翌午前5時まで外出禁止（土日含む）。
- カフェは午後7時まで営業可。ただし、午後4時からイスを撤収。水煙草の禁止。
- 商業展示会、フォーラム、会議の禁止。
- 葬儀及び私的イベントの参加は最大30名。
- すべての場所でのマスク着用義務。
- ソーシャルディスタンス、手洗い、換気の励行。
- チャーター機による旅行者も搭乗前72時間以内に受検したPCR検査による陰性証明の提出の義務化。

なお、公的部門の勤務時間も明7日から通常に戻ります。また、レストランはすでに午後7時まで営業可となり、一部は午後8時以降もデリバリーによる営業も許可されています。

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

チュニジア国内での新型コロナウイルス新規感染数及び死者数例は高止まりしています。上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にしてください。また、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和2年12月6日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417